

日行連発第 55 号
平成 31 年 4 月 17 日

各单位会長 殿

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫

令和元年度特定行政書士法定研修に係る会員宛て周知の依頼について

日頃から本会の事業にご理解・ご協力賜り、ありがとうございます。
さて、今年度の特定行政書士法定研修につきまして、4 月 25 日（木）より申込受付が開始されます。

本会では、平成 26 年の改正行政書士法の公布・施行を受け、翌平成 27 年度より法定研修を開始し、第一期生として 2,428 名もの特定行政書士を輩出することができましたが、つづく平成 28 年度は 766 名、平成 29 年度は 399 名、平成 30 年は 319 名と、新たな特定行政書士の誕生は年々減少傾向にあるところです。

特定行政書士制度は、行政書士が法的紛争分野にはじめて踏み込んだ画期的な制度であり、法律家としての行政書士にとって未来を左右する試金石としての意義を有しています。事は単に個々の行政書士にとって業務範囲が拡大したことにはまりません。

つきましては、各单位会におかれましても、定時総会など会員が集まる場において、また登録済証交付式や新入会員研修など特に新入会員の集まる場において、本研修の重要性を今一度周知いただくとともに、その意義についてご説明をいただき、所属の会員に対し本研修の受講をお勧めいただけましたら幸いに存じます。

以上

参考：日行連の周知活動等

日本行政 4 月号 「『特定行政書士法定研修』の御案内」記事を掲載

日本行政 5 月号 「令和元年度特定行政書士法定研修募集要項」記事を掲載
同梱物「特定行政書士におまかせ！」チラシ

Info

1

「特定行政書士法定研修」の御案内

<中央研修所>

平成31年度の「特定行政書士法定研修」(行政書士法第1条の3第2項に規定する研修)を以下のとおり実施することとしていますので、御案内いたします。

なお、詳細につきましては日本行政5月号に実施要項の掲載を予定していますので、併せて御確認をお願いいたします。

趣　　旨 本研修は、行政書士法第1条の3第1項第二号に規定する業務を行うのに必要な行政不服申立手続の知識及び実務能力の修得を目的とし、行政書士法第1条の3第2項に規定する研修として、日本行政書士会連合会会則第62条の3の規定に基づき実施するものです。所定の講義を受講し、理解度を確認する考查において基準に到達することにより特定行政書士となります。

対　　象 行政書士（申込時点において、行政書士登録が完了している者）

内　　容 以下の「講義」を所定の期間内に所定時間受講し、「考查」において基準に到達することをもって修了とします。

<講　義>2019年7月下旬から10月上旬の間に、所属単位会が指定する日時、会場において実施します。18時間〔1コマ（1時間）×18〕の講義を受講してください。

<考　查>2019年10月20日（日）14：00～16：00に、所属単位会が指定する会場において実施（全国一斉開催）します。マークシート方式択一30問で行います。

受　講　料 8万円（非課税/テキスト・サブテキスト代含む）

※再受講・再受験の受講料は次号掲載の募集要項を御確認ください。

申込方法 FAXによる申込み

※申込受付後、受講料入金方法（ゆうちょ銀行への払込み方法）を返信します。

申込期間 2019年4月25日（木）～2019年6月21日（金）（予定）

※再受講・再受験を希望する方についても上記期間内のお申込みが必要です。

「特定行政書士」は行政書士制度の未来を問う試金石です

特定行政書士は、行政書士が作成した書類に係る許認可等に関する行政手続への不服申立手続について、代理業務を行うことができます。

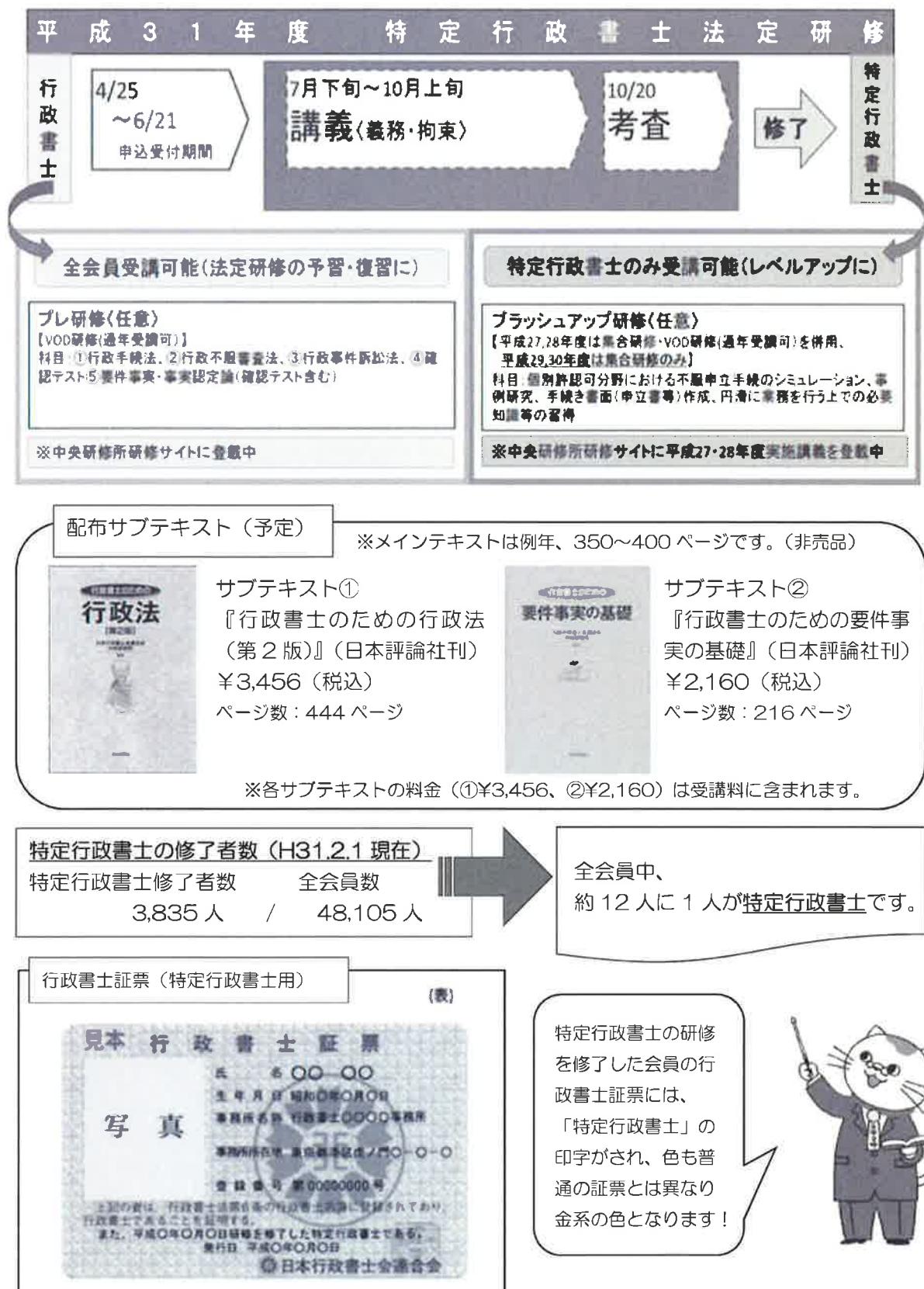
今後は、この代理業務にとどまらず、この制度が持つ新たな可能性に対して、しっかりと検証し、その実現に向けて行政書士会全体で取り組まなければなりません。

現時点ではその活用方法や範囲については具体化されてはおりませんが、特定行政書士という行政手続法の専門家として、その見識を深め、国民と行政機関の間に立って行政手続に関する相談を受ける役目を担うことや、「法テラス」と連携を図り、行政手続に関する相談は特定行政書士へという流れを作り出すことなど、可能性は十二分にあると考えます。

さらに「行テラス」構想においても、特定行政書士の活躍ということもしっかりと織り込みながら進めていく予定ですので、一人でも多くの方に本研修を受講いただき、「特定行政書士」として、新しいステージを共に作り上げていくパートナーとなれますことを期待しています。

なお本研修においては、特定行政書士制度をバックアップしてくださる心強いパートナーの有識者・弁護士の方々にも、それぞれのお立場できめ細かく御助力をいただいているので、受講者にとって価値ある内容のものとなっています。

平成31年度 特定行政書士法定研修の流れ



令和元年度 特定行政書士法定研修 募集要項

<中央研修所>

本研修は、行政書士法第1条の3第1項第2号に規定する業務を行うのに必要な行政不服申立手続の知識及び実務能力の修得を目的とし、行政書士法第1条の3第2項に規定する研修（以下「特定行政書士法定研修」という。）として、日本行政書士会連合会会則第62条の3の規定に基づき実施するものです。所定の講義を受講し、考查において基準に到達することにより研修を修了し、特定行政書士となります。

研修概要

1 受講資格

行政書士（申込時点において、行政書士名簿に登録されている者）

2 研修内容

以下の「講義」を所定の期間内に所定時間受講し、「考查」において基準に到達することをもって修了となります。

(1) 講義

所属単位会が設定する講義日程（クール設定）・会場において、18時間〔1コマ（1時間）×18〕のDVD視聴による講義を受講してください。

ホームページでの情報掲載について

- 各単位会の講義日程（クール設定）及び考查会場は、特定行政書士特設サイト (<http://tokuteikensyu.com/>) 内の法定研修ページに掲載しています。
必ず日程を御確認の上、お申込みください。
 - 今後、特定行政書士法定研修に関する情報を、日行連ホームページの会員サイト（連con）内「特定行政書士法定研修に関するお知らせ」に掲載いたします。
- ※随時御確認ください。

講義科目

科 目	時 間（コマ数）
行政法総論	1 時間（1コマ）
行政手続制度概説	1 時間（1コマ）
行政手続法の論点	2 時間（2コマ）
行政不服審査制度概説	2 時間（2コマ）
行政不服審査法の論点	2 時間（2コマ）
行政事件訴訟法の論点	2 時間（2コマ）
要件事実・事実認定論	4 時間（4コマ）
特定行政書士の倫理	2 時間（2コマ）
総まとめ	2 時間（2コマ）

(2) 考査

2019年10月20日（日）14：00～16：00に所属の単位会が指定する会場において実施（全国一斉開催）されます。

＜考查について＞

上記科目に関する理解度を測るための考查で、マークシートによる30問択一式問題で行われます。

＜出題範囲及び考查到達基準点について＞

講義項目（法定研修テキスト及びサブテキスト『行政書士のための行政法（第2版）』『行政書士のための要件事実の基礎』（いずれも日本評論社刊）を含む）の内容の理解を問う出題となります。なお、考查到達基準点は、例年およそ6割程度です。

3 申込みについて

(1) 申込期間

2019年4月25日（木）9：00～

2019年6月21日（金）17：00

※再受講・再受験を希望される方も期間内の申込みが必要です。

(2) 申込方法

別紙受講申込書に所定事項を御記入のうえ、FAX（03-6368-9861）でお申込みください。

申込受付後、翌週月曜日（休日の場合は、翌営業日）に受講料入金方法（ゆうちょ銀行への払込方法）に関するFAXを返信いたします。

(3) 受講料払込期限

2019年6月26日（水）までにお支払いください。

4 受講料

8万円（テキスト代含む）

※再受講・再受験の受講料は、次頁く再受講制度についてを御確認ください。

5 結果通知

本人宛に郵送にてお知らせいたします。

（2019年12月（予定））

～注意事項～

＜申込みについて＞

※申込期間厳守。所定の期間内に所属の単位会の設定クールよりお申込みください。所属の単位会が設定するクール以外でのお申込みはできません。

※所属の単位会の設定クールが複数ある場合は、御希望のクールから、先着順に受付させていただきます。

※各会場とも、一定の受入人数を確保していますが、万が一、会場の収容人数を超えた場合には、お申込みをお断りする場合があります。

※一度お申込みいただいた希望受講クールについては、変更できません。

※振込手数料は、申込者負担とさせていただきます。

※一度納入された受講料は、お返しえできません。

＜講義について＞

※所属の単位会が設定するクール・会場以外での受講はできません。

※各クール設定については、単位会により異なりますので、御希望に添えない場合があります。

＜考查について＞

※考查は18時間の全講義を受講した方のみ受験できます。

※13：45には、指定の座席に着席してください。13：50から考查に関する諸連絡をさせていただきます。

＜災害発生等における講義・考查の中止について＞

※講義・考查を安全に開催できない恐れがある際など、中止とさせていただく場合があります。

※講義中止の場合は原則として別日振替としますが、実施環境が整わない等の理由から改めて開催できない場合があります。その場合は次年度への振替とさせていただきます。

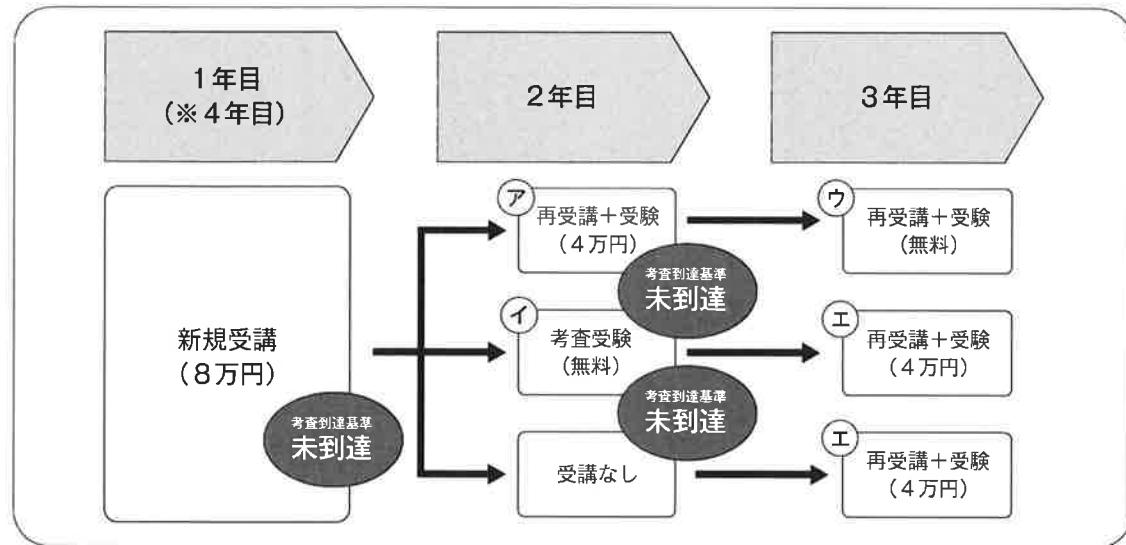
※考查中止の場合は、次年度への振替とさせていただきます。

本研修の申込手続に係る御照会は(有)全行団 特定行政書士法定研修受付係
本研修の内容、特定行政書士制度に係る御照会は日行連事務局 研修課

03-6450-1622
03-6435-7330

＜再受講制度について＞

当該法定研修では、以下のとおり初回受講年度を含む3年間に限り再受講を可能とし、受講料の減免措置を講じています。つきましては、初回受講年度から4年目以降の受講希望者は、新規（8万円）の受講料が必要となりますので御留意ください。

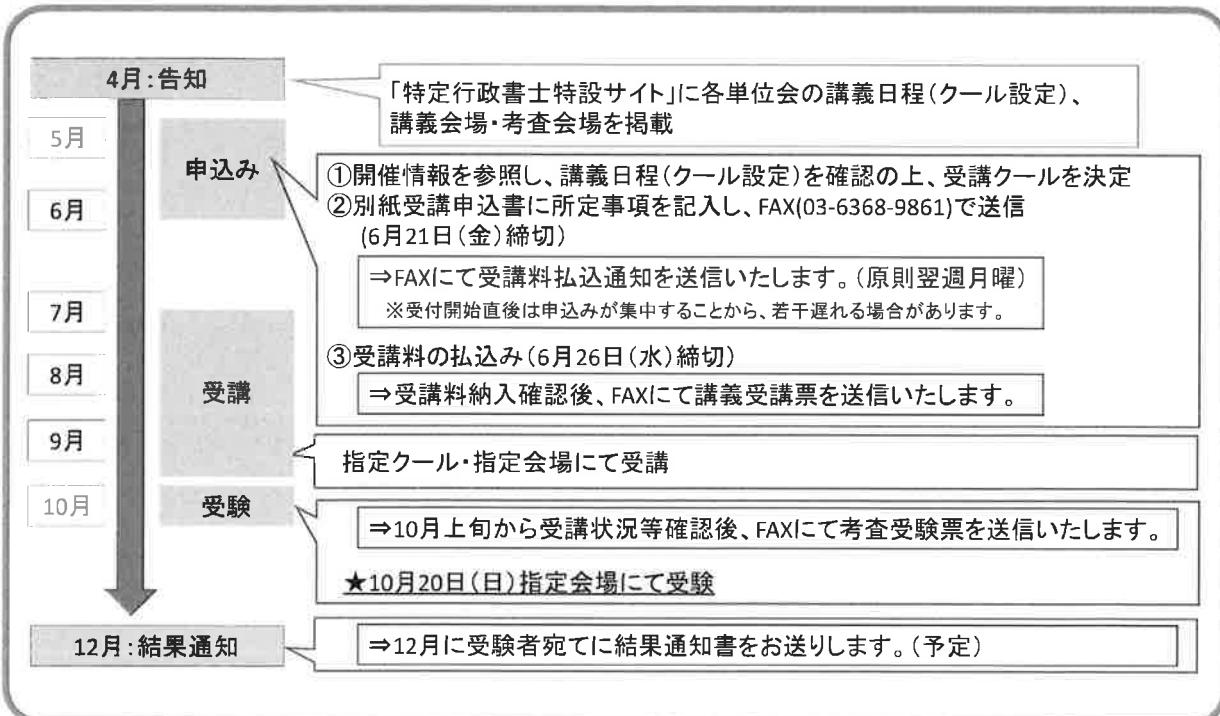


※2・3年目に申込みをしていない場合も初回受講年度から3年を経過した場合は、新たに新規（8万円）の受講料が必要です。

*2年目・3年目の方は、受講申込書の上記②～⑤に対応する記入欄へ御記入ください。

なお3年目受講においては、改めて全講義受講を完了することが必要です。

＜申込・受講手続の流れ＞



研修における諸注意

講義受講票の交付

- (1) 受講票は、入金確認後、7月3日頃からFAXにて送信いたします。受講票には、氏名、受講番号及び所属単位会、受講クール、会場等が記載されています。受講票は、講義当日、会場に必ず持参してください。
- (2) 7月9日を過ぎても受講票が届かない場合、又は受講票の記載事項に誤りがある場合には、(有)全行団特定行政書士法定研修受付係(03-6450-1622)まで連絡してください。

講義当日の注意事項

- (1) 当日は、係員の指示に従い受講してください。
- (2) なお、以下の点に御留意ください。
 - 持参品
 - ・講義受講票、行政書士証票、筆記用具等を持参してください。
 - 受付・開場
 - ・必ず会場の所定の場所で受付を行ってください。
原則、講義開始の30分前から受付を開始します。
 - ※会場により異なる場合がありますので、「特定行政書士特設サイト」にて御確認ください。
- その他
 - ・受講票は、本研修の講義日程を通じて継続して使用しますので、紛失されないよう、各自にて厳重に管理してください。
 - ・受講票に記載された受講番号の座席に着席してください。
 - ・原則、講義(18時間)受講率100%の受講者のみ、考查の受験を認めています(3年目受講の場合も同様)。
 - ・各日とも遅刻又は中座、早退をした場合は出席と認めません(全日程に完全出席した者のみ、考查の受験を認めています)。
 - ・講義会場において、周囲の受講者の受講の妨げになるなど、受講態度が著しく不良である受講者に対し、退席を命じる場合があります。この場合は、理由を問わず、受講料の返還は行いません。また、当該受講者は、以後の研修(講義、考查)に参加することはありません。

考查受験票の交付

- (1) 受験票は、全講義の受講状況の確認後にFAXにて送信します。受験票には、氏名、受験番号・座席番号及び所属単位会、会場名等が記載されています。受験票は、考查当日、会場に必ず持参してください。なお、単位会のクール設定によっては受験票の発送が考查日の直前となる場合もありますので、当日受験票が持参できない場合には、考查会場受付にて講義の終了と本人確認を行った上で受験していただきます。

考查当日の注意事項

- (1) 当日は、監督員の指示に従い受験してください。
- (2) なお、以下の点に御留意ください。
 - 持参品
 - ・考查受験票、行政書士証票、鉛筆・シャープペンシル(B又はHB黒)及び消しゴムを必ず持参してください。
 - 受付・開場
 - ・必ず会場の所定の場所で受付を行ってください。受付開始、開場時間は会場ごとに異なりますので、「特

定行政書士特設サイト」にて御確認ください。

○その他

- ・受験票に記載された座席番号の座席に着席してください。
- ・開始後10分を過ぎた遅刻者は受験できません。
- ・考查時間中は、受験票、筆記用具及び腕時計以外を机の上に置くことは認めません。

研修(講義・考查)当日の注意事項

- (1) 当日は、集合時刻に遅刻しないよう、会場への交通手段、所要時間等を事前に確認し、時間には余裕をもってお出掛けください。
- (2) 会場で生じたゴミは、全て各自で持ち帰ってください。
- (3) 所持品の管理は各自で行い、忘れ物に十分御注意ください。当事務局では責任を負いかねます。
- (4) 災害等が発生した場合における研修実施に関する情報については、本会ホームページを御覧いただくか、本会事務局研修課(03-6435-7330)にお問合せください。
研修(講義・考查)実施中に災害等が発生し、避難する場合は、係員・監督員等の指示に従ってください。

結果の発表と通知

- (1) 結果通知書は、2019年12月に受験者宛てに郵送する予定としています。これをもって研修結果の発表に代えさせていただきます。付記手続完了後、修了者には、所属単位会を経由して、特定行政書士である旨を通知書により通知します。
- (2) 採点内容等についてのお問合せには、一切応じられません。
- (3) 結果通知書等を紛失した場合は、申出により再発行します(実費負担)。
- (4) 申込後、結果通知書発送予定期間までの間に、本申込書の記載事項(氏名・事務所所在地・TEL・FAX・所属単位会)に変更があった場合はその旨御一報ください。

特例措置の実施

- (1) 身体の機能に障がいのある方で、車椅子、拡大鏡、補聴器の使用など、受講・受験に際して特別の措置を希望される方には、障がいの状況により必要な措置を講ずことがあります。
- (2) 特例措置を希望される方は、申込みをする前に必ず本会事務局研修課(03-6435-7330)まで御相談ください。事前の連絡なく、直接会場に来られた場合には対応いたしかねますので、御注意ください。

個人情報の取扱い

- (1) 本研修への受講申込みにより御提供いただいた個人情報は、「日本行政書士会連合会個人情報保護規則」に基づき、適正に取り扱います。
- (2) 本研修の実施に係る受講者名簿の調製、通知の発送、その他の研修の実施に必要な範囲において利用させていただきます。また、受講者名簿等について、本研修の実施に必要な範囲において、都道府県行政書士会に配付させていただく場合があります。その他、同規則第17条に基づき、個人情報を第三者に提供することはありません。

令和元年度 特定行政書士法定研修 受講申込書

【共通記載事項】

私は募集要項・諸注意事項について承諾し、下記のとおり研修への申込みを行います。

登録番号					
以下の受講者氏名欄及び事務所所在地欄には、行政書士証票のとおりに記入してください。					
ふりがな 受講者氏名					
事務所所在地					
TEL／FAX	TEL	FAX			
所属単位会	会				
希望受講 クール	第1希望	クール	第2希望	クール	
	第3希望	クール			

※申込後、結果通知書発送予定期間までの間に、本申込書の記載事項（氏名・事務所所在地・TEL・FAX・所属単位会）に変更があった場合はその旨御一報ください。【日行連研修課 03-6435-7330】

【初回受講年度から2年目の方】は御記入ください】

希望受講形態	※初回受講年度から2年目の方は、希望する研修の受講形態にチェックしてください。		
	<input type="checkbox"/> ア 再受講+受験 〈4万円〉	<input type="checkbox"/> イ 考査受験 〈無料〉	

【初回受講年度から3年目の方】は御記入ください】

該当受講属性	※初回受講年度から3年目の方は、該当する研修の受講属性にチェックしてください。		
	<input type="checkbox"/> ウ 再受講+受験 〈無料〉 ・初回受講年度で考査到達基準「未到達」 ・2年目受講年度で「講義受講+考査受験 〈4万円〉」だった方	<input type="checkbox"/> 工 再受講+受験 〈4万円〉 ・初回受講年度で考査到達基準「未到達」 ・2年目受講年度で「受験のみ〈無料〉」 あるいは「受講なし」だった方	

※太枠内に必要事項を御記入ください。

〈受講申込書送付FAX番号〉

03 - 6368 - 9861



広がる可能性。広げる将来性。

特定行政書士におまかせ!

- 「行政手続きのプロフェッショナル」として
- お客様の「困った」を最後まで支える
- 行政書士の新たな活躍のステージ

特定行政書士法定研修は制度の未来への試金石

行政書士法改正(平成 26 年 12 月 27 日施行)により、日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した行政書士(特定行政書士)は、行政不服申立てに係る手続きの代理が行えることとなりました。行政書士証票に「**特定行政書士**」が付記されます。

[申込期間] 2019年4月25日[木]~6月21日[金]

[研修期間] 2019年7月下旬~10月上旬
(単位会が設定するクールにて実施します。)

[考査日] 2019年10月20日[日]

※詳細は月刊「日本行政」5月号掲載の「平成31年度特定行政書士法定研修募集要項」及び日行連ホームページ「特定行政書士特設サイト」をご覧ください。

講義科目

行政法総論、行政手続制度概説
行政手続法の論点、行政不服審査制度概説
行政不服審査法の論点
行政事件訴訟法の論点
要件事実・事実認定論
特定行政書士の倫理、総まとめ

「**プレ研修**」は
日行連ホームページ
中央研修所研修サイトで
公開中♪



日本行政書士会連合会

特定行政書士 は

行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する行政庁への不服申立て手続きの代理業務が行えます。

例えば…

難民不認定

出入国管理及び難民認定法

申請者は、本国において民主化運動指導者らと社会活動を行い、本邦においても反本国政府団体に加入し活動を行っていることなどから、帰国すれば本国政府による迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったが、申請者の供述を前提としてもデモ参加程度にとどまり、難民条約上の迫害のおそれがあるとは認められないとして不認定となった。申請者はこれを不服として異議申立てを行うことが考えられる。

建設業許可申請の不許可処分

建設業法

建設業許可申請を行ったところ、経営業務の管理責任者としての経験年数が要件を満たしていないこと、経営業務の管理責任者の常勤性に疑義があることを理由に不許可となった。

経営業務管理責任者としての経験年数や常勤性について、その判断を見直す余地がある場合に不服申立てをすることが考えられる。

産業廃棄物処理施設の設置許可申請の不許可

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

産業廃棄物処理施設の設置許可申請を行ったところ、不許可処分となった。申請先の自治体においては、条例により周辺住民の同意書の提出が許可要件となっていて、その要件を満たしていないことが理由とのことだったが、周辺住民の同意書の提出を許可要件としていることに疑義がある場合に、不服申立てすることが考えられる。

